

学生チャレンジ事業補助金 審査要領及び審査基準

1 目的

この要領は、学生チャレンジ事業補助金の採択グループを決定するにあたり、審査方法について必要な事項を定めることを目的とする。

2 審査方法

- (1) 審査は、ながおか・若者・しごと機構の理事及び事務局で組織する審査委員会で行う。
- (2) 申請書提出グループによるプレゼンテーション(7分程度)及び審査員との質疑応答(10分程度)を行う。申請多数の場合は、プレゼン審査実施前に1次審査(書類審査)を実施する。
- (3) 1次審査(書類審査)では、下記「3 審査基準」の審査項目に対して申請内容がより合致しているグループを優先し、プレゼン審査ではこれに加え、質問に対する回答などコミュニケーション能力も重視する。
- (4) 対象事業に該当しない申請については、審査対象外とする。

3 審査基準

審査項目		着眼点
①	主体性・熱意	<ul style="list-style-type: none">・申請者自身が問題意識を感じたうえで心からやりたいと思い、自らの意思で挑戦する事業であるか・熱い想いが込められた、熱意を感じられる事業であるか
②	独創性	<ul style="list-style-type: none">・テーマ設定や事業の進め方においてユニークさやオリジナリティを感じられるか
③	協創性・社会性	<ul style="list-style-type: none">・事業の先にある「創りたい未来」、「実現したい夢」は多くの方から共感を得られるものであるか・独りよがりではなく、ニーズを捉えた事業であるか、地域(社会)から求められているものであるか
④	持続可能性	<ul style="list-style-type: none">・今後も継続(もしくは発展)して実施可能な事業であるか・資金や体制についても持続可能性を考慮しているか
⑤	事業コスト	<ul style="list-style-type: none">・相見積もりを取る、ネット購入を活用するなど、出来る限りコストを抑えた収支計画であるか